

しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、別表1に掲げる分野について、子ども若者部長が選任する委員で構成する。</p> <p>2 協議会は<u>17</u>名程度の委員をもって構成する。</p> <p>3 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により決定する。</p> <p>4 座長は、協議会の会議の議長として議事を総括する。</p> <p>5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第5条 協議会に懇話会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 懇話会は、別表2に掲げる分野について子ども若者部長が選任する委員で構成する。</u></p> <p>(運営)</p> <p>第<u>6</u>条 協議会の運営に必要な事務は、子ども若者部子どもの育ち学び支援課において処理する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、別表1に掲げる分野について、子ども若者部長が選任する委員で構成する。</p> <p>2 協議会は18名程度の委員をもって構成する。</p> <p>3 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により決定する。</p> <p>4 座長は、協議会の会議の議長として議事を総括する。</p> <p>5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 協議会の運営に必要な事務は、子ども若者部子どもの育ち学び支援課において処理する。</p>

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、子ども若者部長が別に定める。

(別表1)

① 学識経験者 (大学教授)	②医療分野	③心理分野	④社会福祉分野
⑤市町教育 委員会事務局	⑥市町教育 支援センター	⑦民間施設	⑧PTA 会長
⑨小・中学校	⑩高等学校	⑪私立学校	<u>(削除)</u>

(別表2)

①過去不登校経験者

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、子ども若者部長が別に定める。

(別表1)

①学識経験者 (大学教授)	②医療分野	③心理分野	④社会福祉分野
⑤市町教育 委員会事務局	⑥市町教育 支援センター	⑦民間施設	⑧PTA 会長
⑨小・中学校	⑩高等学校	⑪私立学校	⑫過去不登校 経験者

(新設)